令和2年4月9日 三次市産業振興部商工観光課

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

三次市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の支援として、次のとおり緊急支援を実施します。

【概要】

新型コロナウイルス感染症により売上の減少など事業活動に影響を受けていることにより、県の融資制度(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の運転資金を借り入れた中小企業者に対し、当面の資金繰り支援として、信用保証料の全額補助と利子補給(3年間)を実施する。

【対象者】

売上等が5~20%以上減少した中小企業者(詳細は別紙参照)

※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)により今後予定されている,広島県県費預託融資制度融資を活用した民間金融機関の制度融資(上限3,000万円,無利子,無担保,保証料の減免)の保証料も支援対象とする。

【適用期間】

・令和2年3月2日から6月30日までの期間内に融資を実行されたもの。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 (担当/押谷·梅嵜) 電話番号:0824-62-6171 FAX番号:0824-64-0172

E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

新型コロナウイルス感染症に対応した主な中小企業向け広島県融資制度 ※抜粋

令和2年4月8日現在

	<u>令和2年4月8日現在</u> 広島県県費預託融資制度		
貸付制度名	セーフティネット資金(国指定)		緊急経営基盤強化資金
特 徴	・売上等20%以上減少の場合幅広い業種で活用可能・危機関連保証、一般保証と併用可	・売上等15%以上減少の場合 幅広い業種で活用可能 ・セーフティネット保証,一般保証と 併用可	・売上等5%以上減少の場合 特定業種(国が指定する587業種) で活用可能 ・危機関連保証,一般保証と併用可
融資要件(概要)	【セーフティネット保証4号】 以下の要件を満たす方 (市町長の認定が必要) (認定要件) ・最近1か月の売上高等が前年比 20%以上減少 かつ3か月で20%以上減少見込	【危機関連保証適用】 以下の要件を満たす方 (市町長の認定が必要) (認定要件) ・最近1か月の売上高等が前年比 15%以上減少 かつ3か月で15%以上減少見込	【セーフティネット保証5号】 〇新型コロナウイルス感染症により 事業活動に影響を受けていることに つき、市町長の認定を受けた者 (認定要件) ・国の指定業種(587業種)に該当 ・最近3か月の売上高等が前年比 5%以上減少※時限的な運用緩和 として、一部減少見込みでも申請可
資金使途	運転資金,設備資金		運転資金(借換可)
融資限度額	中小企業者:8,000万円 組合等:1億6,000万円		4,000万円 (借換含む場合5,000万円)
融資(据置) 上限期間	運転資金 10年(据置1年) 設備資金 10年(据置3年)	運転資金 10年(据置2年) 設備資金 10年(据置2年)	10年(据置1年)
貸出利率 (固定金利) 令和2年 3月現在	信用保証付き 【3年以内】 1.0% 【10年以内】 1.2%		
信用保証料率	0. 7%		
担保・保証人	取扱い金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 (信用保証付きの場合, 原則として, 法人の代表者を除き保証人は不要)		
申込・問合せ 取扱金融機関	広島銀行, もみじ銀行, 中国銀行, 広島みどり信用金庫, 両備信用組合, 商工組合中央金庫など		